

区立学校版

感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

品川区教育委員会

目 次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する基本的な考え方	1
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	2
2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策	10
3 登校の判断	18
4 年間指導計画等の見直し	19
5 教育課程の見直し	24
6 教職員の勤務・サービス	24
II 臨時休業編	
1 学校において感染者等が発生した場合の対応	25
2 地域の感染状況を踏まえた対応	26

添付資料

- ・学校を再開するに当たっての準備チェックリスト
- ・感染防止対策チェックリスト・清掃チェックリスト
- ・健康観察表
- ・「6月19日（金）からの区立学校の登校について（通知）」
- ・「学校再開後の各教科・科目の指導内容と年間指導計画例の送付について（通知）」
- ・「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（通知）」

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国や都からの「学校再開ガイドライン」を踏まえ、品川区教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

感染症対策に関する基本的な考え方

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の再開に当たっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要である。

そのため、学校内外において、以下5つの対策を徹底して講じる必要がある。

○ 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底

- ・ 換気の悪い密閉空間
- ・ 多くの人々が密集している状況
- ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避

- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底
- 不要不急の外出行動を行わない・行わせないことを徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動3か条」として定め、徹底した対策を行うこととする。

「感染症基本行動3か条」

- ✓ 「3つの密」を徹底的に回避する。
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。
- ✓ 咳エチケットを徹底する。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒への指導

区立学校・幼稚園（以下「学校」という。）は、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、以下の内容に留意し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導すること。

ア 新型コロナウイルス感染症の予防についての理解

児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底すること。「3つの密」が同時に重ならない場合でも、児童・生徒等同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。



ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後・鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けん（ハンドソープ）を使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いをを行う時間を確保できるよう授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであり、基本的には流水と石けん（ハンドソープ）での手洗いを指導する。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※石けん（ハンドソープ）やアルコールを含んだ手指消毒薬に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

https://www.youtube.com/watch?v=IViN9C_BS-0



エ 咳エチケットの徹底

外出から帰宅まで、また、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させること。登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュや

ハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導すること。

気温・湿度が高い中や登下校の際など、マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すよう指導すること。また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、児童・生徒等の健康状態に常に注意を払うこと。

なお、児童・生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ マスク
- ✓ マスクを置いたり、持ち運んだりするための布またはビニール袋

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



正しいマスクの着用



※ 手作りマスクの作成方法 (子どもの学び応援サイト等、文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画 (経済産業省、厚生労働省)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

参 考

<マスクの効果>

マスクには、咳やくしゃみの飛沫の飛散を防ぎ、ウイルス等を人に感染させるリスクを減らす効果があります。症状がない感染者（不顕性感染）もウイルスを人に感染させる可能性はあるため、学校のように多くの児童・生徒等や教職員等が集まる場所では、マスクを着用することにより感染拡大を防ぐ効果があります。

<マスクを着用する際の注意事項>

- ・マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあるため、熱中症のおそれがある場合等は、換気や互いに距離を保つなどの感染予防策を行った上で、マスクを着用しないこともあります。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。
- ・マスクのフィルターには病原体が付着している可能性があるため、使用中はあまり触らないようにします。体育の授業や食事等で外す場合も、できるだけ表面には触らないようにし、布で挟んだり、ビニール袋に入れたりして保管します。マスクを外した後は、流水と石けん（ハンドソープ）で手を洗います。

<指導に当たって>

- ・児童・生徒等が、学校でマスクを着用することの効果や着用する際の注意事項を理解できるよう指導します。
- ・マスクについては、一律に着用を促すだけでなく、個々の児童・生徒等の事情に応じた配慮が必要であり、そのことを保護者にも周知する必要があります。

(2) 児童・生徒等と同居する保護者などへの依頼

ア (1) の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底してもらうこと。

イ 児童・生徒等が感染する場合、家庭内感染であることが多いと言われており、児童・生徒等と同様に家族も健康観察を実施するなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること（令和2年5月21日時点で、新型コロナウイルス感染症の感染が判明している都内公立学校に通う児童・生徒等のうち、8割以上が家庭内感染とされている）。

ウ 家庭で以下の事項について実施するよう依頼すること。

- ・毎朝の検温
- ・検温結果と健康状態について健康観察票に記載
- ・健康観察票において何らかの症状がみられる場合は無理をせず休養する（症状については主治医等に相談すること）
- ・マスクの準備と着用

エ 児童・生徒等が息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

(3) 教職員等（外部人材含む。）の健康管理

ア 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒等と密に接することから、マスクの着用、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。

イ 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状

態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。

ウ 校長は、教職員等の健康状態について問題がないことを確認すること。

エ 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識して、行動自粛について徹底すること。

オ 教職員等が感染者または濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。

(4) 校内環境の適切な管理

ア 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けん（ハンドソープ）やアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。

イ 換気を行うため、教室のドアは常時開放しておくこととし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。

ウ 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用すること。

エ 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じること。

オ 教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵など）は、1日1回以上消毒液等（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、一部の界面活性剤）を浸した布巾やペーパータオルを用いて清拭する。消毒作業中は換気を十分に行い、目、鼻、口などを触らないようにする。教室には、感染防止対策チェックリストや清掃チェックリストを設置し、清掃を行った日時を記録する。

カ 消毒については、7～9ページの内容を参照すること。

キ その他の学校施設管理について、以下の対応に留意すること。

- ・学校再開時に残留塩素濃度が規定値に達していない場合には、末端の蛇口から放水するなど配管や貯水槽の水を新規水道水に入れ替えることで、末端の蛇口で残留塩素を確実に確保すること。なお、残留塩素が消失した際は、学校薬剤師に報告し対応等を相談すること。
- ・水道水の水質検査は毎授業日に実施し、原則として、滞留等で水質が最も悪化すると予想される末端の給水栓(1か所)で残留塩素濃度を確認し、記録を残すこと。

(5) 連絡体制・衛生管理の徹底

- ア 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、学校再開前に連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。
- イ 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

学校における日常的な消毒の方法について

<消毒薬等について>

物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、家庭用洗剤（界面活性剤を含む。）を使用する。

<消毒の方法と注意事項>

- 容器には「消毒用エタノール」「次亜塩素酸ナトリウム消毒液」等を明記する。
- 児童・生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物を、1日1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- トイレや洗面所は家庭用洗剤を用いて洗浄する。
- 換気を十分に行い、消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らない。

消毒用エタノール	<ul style="list-style-type: none">・布等に含ませ、消毒対象を拭き、乾燥させる。・揮発性が高く、引火しやすいため、電気のスイッチ等への直接の噴霧は、故障や引火の原因になる。
次亜塩素酸ナトリウム	<ul style="list-style-type: none">・必ず手袋を着用して使用する。・手指消毒には使用しない。・色落ちしやすいものや腐食の恐れがある金属等には使用しない。・アルカリ性が強く、変色や腐食を起こす場合があるため、拭いた後は必ず清潔な布等を用いて水拭きし、乾燥させる。・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、作り置きはしない。・健康に害を及ぼす可能性があるため、噴霧は絶対に行わない。・児童・生徒等には、次亜塩素酸ナトリウムを扱わせない。

※次亜塩素酸水は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なり、新型コロナウイルスに対する有効性はまだ十分確認されていない。児童・生徒がいる空間では使用しないこと。

（令和2年6月4日付事務連絡「学校における消毒の方法等について」（文部科学省）から）

<0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方>

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例である。商品によって濃度が異なるため、以下を参考に薄めて使用する。



メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL（商品付属のキャップ1杯） <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10ml（商品付属のキャップ1/2杯）が目安です。</small>
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに試験を進めています。

既に一部の試験機関では効果ありとされたもの

- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム

(異なる試験・検閲を経て最終的な評価が行われます)

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

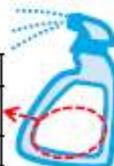
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用台成洗剤
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯(5g)入れて軽く混ぜ合わせる。

(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。)



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分(電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など)を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面(家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など)や、水がしみこむ場所や材質(布製カーテン、木、壁など)には使わないでください(シミになるおそれがあります)。

2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

(1) 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染予防対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒等の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。また、以下の事項に留意すること。

ア 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒等には、毎朝、自宅で検温するよう指示し、校舎に入る前に健康観察票（別添様式を参考にすること）を提出させる。

なお、家族内に感染を疑われる者がいる場合や、児童・生徒等に発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢等が見られる場合は、原則として自宅で休養するよう指導すること。

登校時に健康観察票等により健康状態を確認できなかった、また健康観察票で体温が37.5度以上の発熱や平熱を大きく上回る発熱の記載のあった児童・生徒等については、ただちに別室等で検温および風邪の症状などを確認すること。

イ 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合への準備

校長は、感染症が疑われる児童・生徒等発生時における校内の連絡協力体制についてあらかじめ決めておく。

ウ 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応

- ・養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- ・感染症が疑われる児童・生徒等については別室で対応し、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員等を限定する。対応に当たる教職員等は、自身や当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該児童・生徒等とともに手洗いをした上で、別室へ移動する。また、他の児童・生徒等と寝具やタオル等を共有しないようにする。対応後も、教職員等は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る 等。

- ・体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- ・感染症が疑われる児童・生徒等は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- ・下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診を勧め、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

新型コロナウイルス対応 フローチャート（例）

家庭

▶ 検温、症状の確認と健康観察票の記入



- 発熱：37.5℃以上または平熱を大きく上回る発熱 咳 くしゃみ
鼻水 のどの痛み 腹痛 下痢 息苦しさ だるさ
味覚・嗅覚の異常



1つでも☑がある

無理をせずに**自宅で休養**する

☑がない

学校



- ・マスクを着けて登校
- ・健康観察票を持参

教室に行く前に**チェック**

- ・健康観察を忘れた
- ・健康観察票を忘れた
- ・マスクを忘れた

- ①登校時、校舎に入る前に健康観察票を確認
- ②特記事項がある場合は、本人に確認し、保護者に連絡
- ③担任が内容を確認し、児童・生徒の情報を学年や養護教諭に連絡
- ④児童・生徒の状況を管理職に報告

学校生活の中でも健康観察を継続

- 発熱 顔が赤い ぐったりしている 熱っぽい、悪寒 のどの痛み
咳 鼻水 いつもと違う様子 体調不良の訴え だるさ
味覚・嗅覚の異常 ※アレルギー等で鼻水、咳等がある場合は保護者に確認

▶ 症状がある場合は、養護教諭等が検温・問診を行う

- 37.5℃以上または平熱を大きく上回る発熱
体調不良で授業が受けられない
風邪症状

▶ 感染が疑われる場合、他の人と接触しないよう、別室等で対応。対応者はマスク、手袋等を着用す

1つでも☑がある

管理職に報告

▶ 保護者に**早退**の連絡（担任）

▶ 早退後の対応

- ・対応した部屋の換気と消毒
- ・使用したマスク、手袋等の廃棄

(2) 感染症対策を徹底した段階的な教育活動の再開

ア 基本的な考え方

学校の教育活動の再開に当たっては、子どもの「学びの保障」を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症予防策を徹底した上で、次の考え方にに基づき実施可能な教育活動を段階的に開始する。

- ・児童・生徒等一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- ・知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- ・学校は、児童・生徒等がこれまで行った家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、登校による学習と家庭学習を組み合わせ実施する。

イ 学校運営上の重点項目

・一斉登校の実施

6年生および9年生は6月19日（金）から、そのほかの学年は6月29日（月）から、一斉登校を実施する。（令和2年6月11日付事務連絡「6月19日（金）からの区立学校の登校について（通知）」参照）

・各学校の状況に応じた教室等における密集の回避

教室等においては、児童・生徒等同士の間隔をおおむね1mを目安に教室内で最大限確保できるようにし、可能な限り児童・生徒等同士が対面とならないよう留意する。その他の教室についても、床面積に応じて、上記に準じて判断する。

・職員室における感染症対策

職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね1～2m確保できるようにし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、教室等を活用して教職員等が分散勤務をすることも考えられる。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数で行うなどの工夫をすること。

アクリル板等の設置について

人と人の対面が想定される場所（窓口や会議室、相談室、打合せスペース、図書室のカウンター等）においては、対面者からの飛沫感染を防止するために、それぞれの窓口等の状況により、必要性に応じて各職場において判断し実施してください。



(3) 教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- ・教職員等および児童・生徒等は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- ・一斉登校後は、飛沫感染の可能性が高い**例示のような**活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避け、リスクの低い活動から実施する。
(例) 各教科等に共通する活動として「児童・生徒等が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」および「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
理科における「児童・生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
音楽における「室内で児童・生徒等が近距離で行う合唱や斉唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の呼気を用いた楽器による演奏」
図画工作、美術における「児童・生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
家庭、技術・家庭における「児童・生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
体育、保健体育における「児童・生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合わせたり、接触したりする運動」

イ 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

- ・可能な限り屋外で実施する。体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行う。
- ・熱中症に留意するとともに、児童・生徒等の体力の低下や健康状況を考慮して実施する。
- ・体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁）を踏まえて対応する。
- ・更衣室は、定期的に換気するとともに児童・生徒等を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- ・使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒等間での使い回しは極力避ける。
- ・柔道での攻防、器械運動での補助など、飛沫感染の可能性が高く、常時、身体接触を伴う活動において、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒等の安全を確保することができないと判断する場合は、実施を控える。
- ・水泳指導については、夏季休業中を含め実施しない。

ウ 体育以外の授業を実施する場合の注意事項

- ・実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、児童・生徒等間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度消毒する。
- ・調理実習をする場合は、衛生管理を徹底し、多くの児童・生徒が密集しないよう配慮する。

- ・児童・生徒等が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

エ 体育館等で学年会や校内行事等を実施する場合

- ・参加者は対象学年の児童・生徒等のみとし、児童・生徒等同士の間隔をおおむね1～2m確保する。
- ・2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- ・内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。
- ・校庭での実施や放送設備等を活用した各教室での実施など方法等の工夫も考える。

オ 学校給食および昼食

- ・配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- ・喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。
- ・配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- ・喫食の前後には、児童・生徒等全員の手洗いを徹底させる。
- ・喫食の際は、着用していたマスクを布またはビニール袋等に入れて適切に保管するよう指導する。

カ 休憩時間

- ・教室等の窓を開け、十分な換気を徹底する。
- ・児童・生徒等が、互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

キ 清掃活動

2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん（ハンドソープ）等を使用して手洗いを行うよう指導する。共用した清掃用具は、清掃活動終了後に消毒する。

ク 児童・生徒等への注意喚起

次の注意事項について、ホームルーム等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を確実に実施する。

- ・マスクの着用、手洗いの励行
- ・「3密」を避けた行動（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面という3つの条件のある場をできるだけ回避する）をとること
- ・教室等の換気
- ・下校後や登校しない日の不要不急の外出を避けること

ケ 部活動

次の点に留意し、手洗い、消毒、マスク着用、十分な換気等、感染症予防策を徹

底した上で実施するものとする。

- ・「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」を遵守し、不用意に長時間となることがないように活動時間に配慮する。
- ・7月18日より週休日も実施できる。それまでは、授業日以外は実施しない。
- ・連携部活動や合同部活動は、学校間の連携、保護者の理解・了解、児童・生徒の実態を考慮しながら6月29日（月）から実施してもよい。
- ・児童・生徒等の体力や健康および技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して段階的な活動計画を作成または見直すとともに、参加に当たっては、児童・生徒等の自主的・自発的な参加を尊重する。特に、第5学年から第7学年の児童・生徒等については、体力や健康状況等に配慮して、部活動開始の時期や参加の有無を検討する。
- ・部活動の日時や実施内容をあらかじめ児童・生徒等および保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- ・部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、児童・生徒等に自らの体調管理を確実に実施させる。特に、今年度は、健康診断が未実施の場合が想定されるため、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により、児童・生徒等の健康状態の把握に努める。
- ・児童・生徒等の体力や健康および技能等の状況を踏まえるとともに、児童・生徒等の安全を確保するため、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- ・使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ・更衣室や部室は、定期的に換気するとともに、児童・生徒等を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- ・児童・生徒等の健康・安全の確保のため、教職員等や部活動指導員が、地域の感染状況や児童・生徒等の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫するとともに、部活動の実施状況を確実に把握する。
- ・8月から児童・生徒の体力の現状を踏まえることや熱中症への対応を取りながら対外試合・合同練習の実施や大会参加などの校外での活動を当面の間区内の学校に限り可とするが、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性については慎重に判断する。大会等に参加をする場合は、必ず、児童・生徒等および保護者の同意書を得ること。また、学校として責任をもって、会場等への移動時や会場での更衣室および会議室等の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め感染症対策を講じる。
- ・不要な飲食は避ける。

○部活動の段階的な再開例

	分散登校中	一斉登校後
活動日	授業日のみ	「部活動の在り方に関する方針」を遵守 (7月18日より週休日も実施できる。)
活動時間	在校時間内	「部活動の在り方に関する方針」を遵守
活動単位	学校単位での活動	8月より段階的に他校との活動も可
活動場所	校内での活動	8月より校外での活動も可 (必ず児童・生徒および保護者の同意書を得ること)
活動内容	ストレッチ・体 カトレーニング (個人) → 基本的な技能を 身に付ける活動 (ペア・少人数)	ポジション別練習・ パート別練習 (グループ) → ゲーム等・ 全体練習 (チーム)

※段階を追って活動の幅を広げること

(4) 段階的な教育活動の再開に当たっての配慮事項

ア 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

- ・支援が必要な児童・生徒等の早期発見・早期対応に向けた取組

長期にわたる休業等により、学習についていけるかという焦りや、自分も感染するのではないかという恐れなど、通常とは異なる様々な不安を多くの児童・生徒等が抱えているということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧な心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のために、児童・生徒や保護者等を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員等が児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒等については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒等に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。また、必要な児童・生徒等から、スクールカウンセラーによる面接を実施するとともに必要に応じて、ハーツ等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

- ・学校・家庭・地域の連携による「子どもが安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒等に、相談窓口一覧を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。特に、中学生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、学

校再開後の家庭における児童・生徒等の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まないための指導について」（教育庁指導部指導企画課）等を参考に、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。
- ・「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」（東京都教職員研修センター）等を活用して、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- ・児童・生徒等や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口（いじめ相談ホットライン、SNS相談等）に相談するよう、適宜周知する。

ウ 熱中症の防止

学校再開後の体がまだ暑さに慣れていない段階で、暑くなり始める時期を迎えることが予想されるため、令和2年5月29日付2教指企第312号「熱中症事故の防止について（通知）」を踏まえ、下記事項に十分留意して事故防止の徹底を図る。

- ・熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体および指導者が十分に認識した上で指導に当たる。
- ・児童・生徒等の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じる。
- ・部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期または中止等の柔軟な対応を検討する。
- ・活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童・生徒等および教職員は、基本的

には常時マスクを着用することが適切である。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応する。

- ・登下校時など屋外で一定の距離が確保できれば、マスクを外すなどの指導の工夫をすること。

3 登校の判断

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等について

ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童・生徒等について

ア 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒等については、帰国後2週間は本人または保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」または「非常変災等児童・生徒等または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合について

ア 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒等に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、学校の学習内容や課題について個別に対応を行う。

イ この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

4 年間指導計画等の見直し

(1) 基本的な考え方

ア 1単位時間（コマ数）の増加による授業時数の確保

- ・長期休業日の短縮、水曜日の午後の活用により、標準授業時数にできる限り近付ける。
- ・令和2年度に限り、1コマを40分や1コマを45分に短縮し、1日当たりの授業コマ数を増やして時間割編成の工夫をして授業時数を確保することも可とする。その際、1コマの授業時間について、学期中の再変更は行わない。

例) 9月から40分授業 → 1月から45分授業 … ○

10月から40分授業 → 1月から45分授業 … ○

9月から40分授業 → 10月・11月45分授業 → 12月40分授業… ×

イ 目指す資質や能力を明確にした内容の精選、方法の工夫

1単元および1コマの授業において「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化し、今般の状況下に「どのように学ぶか」（指導方法）を見直す。

ウ 児童・生徒等の学習の定着を確認しながら、7月末までに、6月までに計画していた学習内容を終えるようにする。なお、必要に応じて個別に指導する。

エ 学校の授業で扱うべき内容と家庭学習で対応できる内容を吟味して分ける。学校の授業においては、教師と児童・生徒等の関わり合いや児童・生徒等同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや、協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化する。その際、2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策（3）のア～ウの内容に留意する。

【参考資料】

「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（通知）」（令和2年6月5日付2初教課第5号 文部科学省初等中等教育局）

「学校再開後の各教科・科目の指導内容と年間指導計画例の送付について（通知）」（令和2年5月18日付 事務連絡 東京都教育庁指導部指導企画課）

オ 学校の授業では、指導のねらいを明確にもち、家庭学習とセットでとらえて計画的に進める。eライブラリ、トータル学習システム（推進校）、品川区公式動画（市民科、英語、ワンミニッツ・エクササイズ等）、校内HP（公式アカウント）による動画、各種コンテンツを活用し学習内容を補完する。

(2) 長期休業日等の取扱い

ア 学期

- ・1学期…4月1日（水）から8月23日（日）まで
- ・2学期…8月24日（月）から12月31日（木）まで

イ 長期休業日

- ・夏季休業日…8月1日（土）から8月23日（日）まで
- ウ 都民の日…授業日とする。
- エ 開校記念日…学校裁量で授業日とすることができる。

(3) 学校閉庁日

8月11日（火）から8月14日（金）まで

(4) 学習評価

ア 家庭学習の評価

各教科等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒等が家庭等で取り組んだプリント等の学習の成果を適切に把握し、学習評価をプラスに反映することができるよう工夫する。

イ 年間を通した評価の考え方

臨時休業の長期化により、各教科等、特に音楽、図画工作、美術、家庭、体育・保健体育、技術・家庭等、実技を中心とした各教科等の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

なお、上記を踏まえ、学校として今年度の各教科等の学習評価の方針を立て、児童・生徒等およびその保護者に丁寧に説明する。

ウ 1学期の評価

臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。指導の順序を変更した結果、行うことができなかった実技や実習については、2学期以降の学習の成果として評価する。

(5) 学校行事

ア 1学期に実施する教育活動について

- ・交通機関の利用を伴う校外学習・学校行事については実施しない。
- ・外部の者を招聘して行う行事や学習は実施しない。
- ・不特定多数の参加が見込まれる学校公開等の行事は行わない。
- ・土曜授業は実施しない。
- ・学年集会（朝礼）は、校庭での実施や放送設備等を活用した各教室での実施など方法等を工夫する。
- ・委員会活動やクラブ活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。児童・生徒会活動は、放送設備等を活用して、各教室で実施する等、工夫する。
- ・保護者会および校区教育協働委員会については、学校だより、学級だより、文書資料、一斉メールやホームページ等により対応する。やむを得ず集まる場合は学年や日程を限定するなどした上で、3密が同時に重なることを徹底的に回避し、

短時間で実施する。

- ・全ての教育活動において、換気・消毒・手洗いなどを徹底するとともに、3密が同時に重なることを徹底的に回避するなど、安全に実施できるようにする。

イ 2学期に実施する教育活動について

- ・交通機関の利用を伴う校外学習・学校行事を実施することは可とするが、意義や目的に照らし、その必要性については慎重に判断する。実施をする場合は、必ず、児童・生徒等および保護者の確認書を得ること。
- ・外部の者を招聘して行う行事や学習を実施することは可とするが、意義や目的に照らし、その必要性については慎重に判断する。また、オンラインによる講演会や少人数のグループに分けての体験など実施形態の工夫について検討すること。
- ・学校公開等の行事を実施する場合は、開催の目的を校内で再確認したうえで、保護者や新1年生保護者など対象を限定することや参加人数を制限したり、学年や学級ごとに開催したりするなど、対象・時間・場所・方法等を工夫して、感染拡大防止に極力配慮して実施する。
- ・2学期以降の土曜授業は、当初の予定である9月5日、10月3日、17日、11月7日、12月5日、1月16日、2月6日、20日、3月6日の9日間実施する。
- ・学年集会（朝礼）は、感染症対策や熱中症対策を十分に講じた上で、方法等を工夫して実施する。
- ・委員会活動やクラブ活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で出来るように工夫する。児童・生徒会活動は、放送設備等を活用して、各教室で実施する等、工夫する。
- ・保護者会および校区教育協働委員会については、学校だより、学級だより、文書資料、一斉メールやホームページ等により対応することや集まって実施する場合は学年や日程を限定するなどした上で、3密が同時に重なることを徹底的に回避し、短時間で実施する。オンラインでの実施も可とする。
- ・全ての教育活動において、換気・消毒・手洗いなどを徹底するとともに、3密が同時に重なることを徹底的に回避するなど、安全に実施できるようにする。

ウ 全体に関わること

事項	対応
全国学力・学習状況調査	中止
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	中止
児童・生徒の学力向上を図るための調査	中止
東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査	希望する学校、学年、学級は10月30日までの実施（3密が同時に重なることを徹底的に回避し、「イ 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項」を確認する。）
東京都中学校スピーキングテスト事業	希望校と抽出校で実施
中学校職場体験事業	中止
品川区学力定着度調査	学校再開後に実施
運動会（体育祭）	従前の形での実施は不可。2学期より対象・内容等を工夫して実施することは可
学芸会、展覧会、文化祭、学習成果発表会、合唱コンクール	従前の形での実施は不可。2学期より対象・内容等を工夫して実施することは可
修学旅行	できる限り実施の方向で検討する。（生徒、保護者の意向や感染症の状況の変化等により実施が困難な場合はやむをえず中止となることもある。）
移動教室（日光・磐梯高原）・林間学園（日光）	中止
勉強合宿	宿泊での実施は中止、自校への通学方式での実施は可
区連合行事	以下の連合行事は中止 音楽鑑賞教室、連合体育大会、連合音楽会、理科学習発表会、中・義特別支援学級連合スポーツ大会、小・義特別支援学級連合学習発表会、中・義英語学習成果発表会、品川区立学校音楽祭 連合作品展
周年行事	式典のみ簡略化して実施、祝賀会は自粛
落成式	
品川教育の日（9月）	研修動画を活用し各学校で実施（別途通知）
避難訓練	年間11回にとらわれず、残余の時間で可能な範囲で計画的に実施する。（実施後は必ず振り返りを行う。）避難経路と避難場所の確認については、学校再開後、速やかに実施する。
セーフティ教室・交通安全教室・薬物乱用防止教室	各学校に応じて、校内で実施する。
ふれあい月間	11月のみ実施
いじめに関する授業および研修	年間2回以上実施
人権ポスター・人権標語	規模を縮小して実施予定（別途通知）
個人面談	個人面談については、希望者および必要のある児童・生徒等および保護者のみ、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避ける環境で設定する。
家庭訪問	家庭訪問については、児童・生徒等の自宅の位置確認を中心に、状況を見ながら実施する。
市民科授業地区公開講座	「イ 2学期に実施する教育活動」に基づき実施する。
PTA行事について	7月18日から実施可
スクールカウンセラーによる児童・生徒への面接	学校再開後、速やかに実施する。

工 学年に関わること

事項	対応
心の劇場（第6学年）	令和2年度は休止
広島平和使節派遣（第8学年）	
美しい日本語の話し方教室	
租税教室	
伝統工芸ふれあい教室	
おたがいさま運動学習会	
学校茶道（第3・4学年）	令和2年度は裏千家淡交会の講師派遣を休止（市民科「礼儀の大切さ」については、区作成の動画を参考に指導を行う。）
動物愛護作文（第5・6学年）	令和2年度はコンクール・作文提出を休止（各学校で通常通り動物愛護教育を実施する。）
CAPS（第7学年）	9月以降実施予定
CAP暴力防止プログラム（第3学年）	
競技体験教室（第8学年）	
ジュニア・イングリッシュ・キャンプ（第4学年）	※宿泊型は中止、自校式またはTGGへ変更して実施する。TGG実施予定校が自校式への変更を希望する場合は担当へ相談する。
オンラインレッスン（第8学年）	現地の状況による。実施の目途が立ち次第別途通知
英語4技能テスト（GTEC）（第9学年）	10月29日（木）までに実施
講師を招いたがん教育（第8・9学年）	3学期に実施予定
劇団四季招待公演（第7学年）	3学期に実施予定
しながわ水族館見学〈第3学年〉	1学期は実施しない。今後の予定については別途通知
「お肉の情報館」見学	2学期実施分まで中止（出前授業への振替可、別途通知）
食肉市場職員による出前授業	9月以降実施予定（派遣講師は1名のみ、中止の対応可）
箏の学習（音楽）	9月以降実施予定（研修終了後）
マナーキッズ・テニス・プログラム	9月以降実施予定
スチューデント・シティ（第5学年）	1学期は実施しない。今後の予定については別途通知。
ファイナンス・パーク（第8学年）	

(6) 健康診断の実施

ア 実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に相談し、可能な限り速やかに実施すること。その際、感染症対策をとった実施方法として、以下の点に注意すること。

- ・会場は十分に換気する。
- ・会場には一度に多くの人数を入れない。
- ・整列させる際には1～2mの間隔を空け、密集しないようにする。
- ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
- ・会場では会話や発声を控える。

イ 結核検診や心臓検診、腎臓検診については、可能な範囲で先行して実施する。

ウ 検査に必要な器具を適切に消毒すること。

5 教育課程の見直し

コロナウイルス感染症対策による年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについては別途、その都度通知する。

6 教職員の勤務・サービス

教職員については、原則として、学校に出勤し、教育活動等に従事するものとする。詳細については、別途通知する。

II 臨時休業編

学校の再開後、再度感染者が増加する事態が想定される。今後、新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、第2波に備えていくことが必要である。

1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

(1) 感染の疑いがあると判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒等の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	感染がないと 確認できるまで
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、教育委員会への報告を行う（児童・生徒等は学務課、教職員等は指導課）。

ウ 原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。

(2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒等の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

感染者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	治癒するまで (医療機関ないし保健 所の判断に基づく。)
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項（１）による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、感染が判明した者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、教育委員会への報告を行う（児童・生徒等は学務課、教職員等は指導課）。

ウ 保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒および校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。

なお、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局（保健所を含む。）と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部または全部を休業する場合がある。

エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒等および教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させるとともに、児童・生徒等については健康観察票を提出させ、教職員等には健康状態に問題がないか確認する。

感染者が発生した場合の消毒について

児童・生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒するようにします。

なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

◆令和2年6月4日付事務連絡「学校における消毒の方法等について」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）

2 地域の感染状況を踏まえた対応

特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によっては、一部または全ての学校において休業等の措置を行うこともあり得る。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細やかに対応する必要がある。